

投資信託の 税制に関するご案内

Makes your happiness



課税方式と税率(以下の税制等は、国内に居住されている個人の方向けのものです)

- 公募株式投資信託・特定公社債等の譲渡所得および利子・配当所得に対しては、下記の税率等が適用されています。
- 個人のお客さまが公募株式投資信託、特定公社債等(注)で利子・配当所得や換金して利益が出た場合は、原則確定申告が必要となります。

商品区分	課税方式				税率	損益通算
	分配金・利子		譲渡益			
公募株式投資信託	選択可	確定申告不要	選択可	確定申告不要	20.315% (所得税 15.315% 住民税 5%)	可能 ただし繰越控除を受けるためには、 毎年確定申告が必要
		総合課税		申告分離課税		
		申告分離課税		申告分離課税		
公募公社債投資信託特定公社債等 (個人向け国債を含む国債や地方債など)	選択可	確定申告不要	選択可	確定申告不要		
		申告分離課税		申告分離課税		
		申告分離課税		申告分離課税		

(注)発行済株式総数の3%以上を保有する大口個人株主が受け取る配当等は20.42%で源泉徴収され、原則として総合課税となります。

特定口座で確定申告をスムーズに

特定口座とは…

「特定口座」は当金庫がお客さまに代わって損益等の計算をし、納税の代行などを行う税制上の制度です。

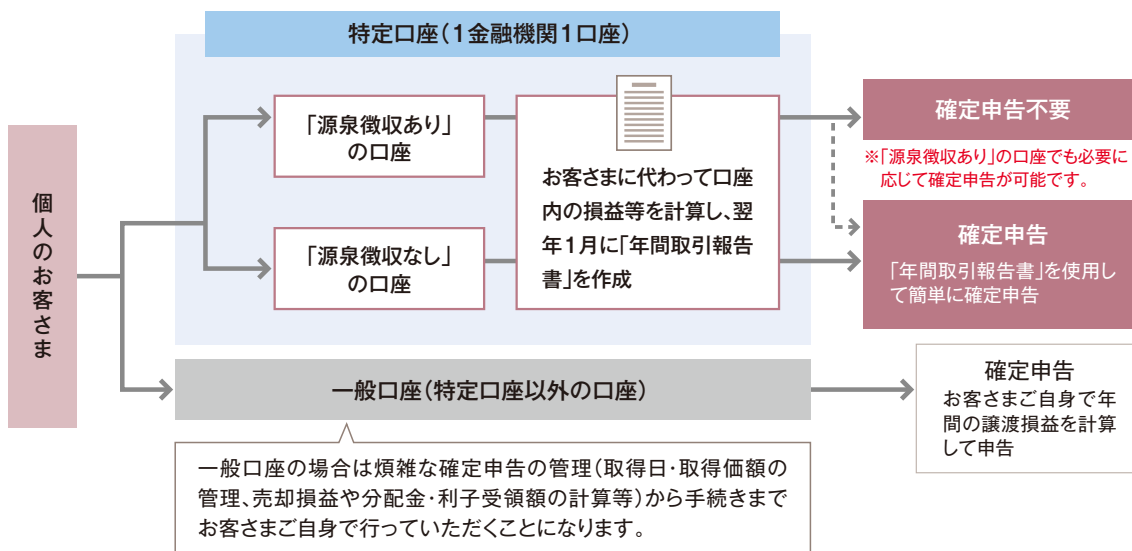
「特定口座」をご利用いただくことで、確定申告が原則不要、または手続きが簡単になります。

(注)特定公社債等とは国債(個人向け国債を含む)、地方債などの特定公社債や公社債投資信託のことです。

特定口座のしくみ

「特定口座」を利用されますと、当金庫が特定口座での所得金額等を計算した「年間取引報告書」を作成しますので、お客さまご自身の煩雑な計算作業等をすることなく簡易に確定申告を行うことができます。

また、「源泉徴収あり」の口座を選んでいただきますと、確定申告が原則不要となります。



「特定口座」のお申し込み手続き

「特定口座」をお申し込みいただく際には、次の書類等をご用意ください。

- ① 投信取引口座のお届出印(債券取引のみのお客さまは債券取引口座のお届出印)
- ② 個人番号カード(あるいは個人番号通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写し)
- ③ 本人確認書類 ● 運転免許証 ● 各種健康保険証 ● 住民票の写し 等 ※写真付きの書類は1種類、写真なし書類の場合は2種類ご用意ください。
※個人番号確認書類が住民票の写しの場合、本人確認書類は住民票の写し以外の書類をご提出ください。※運転免許証など有効期限の定めのあるものは有効期限内のものを、住民票の写しなど有効期限の定めのないものについては6ヵ月以内に作成されたものをご提出願います。
- ④ 特定口座開設届出書(当金庫にご用意しています。)兼 特定口座源泉徴収選択届出書 兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書

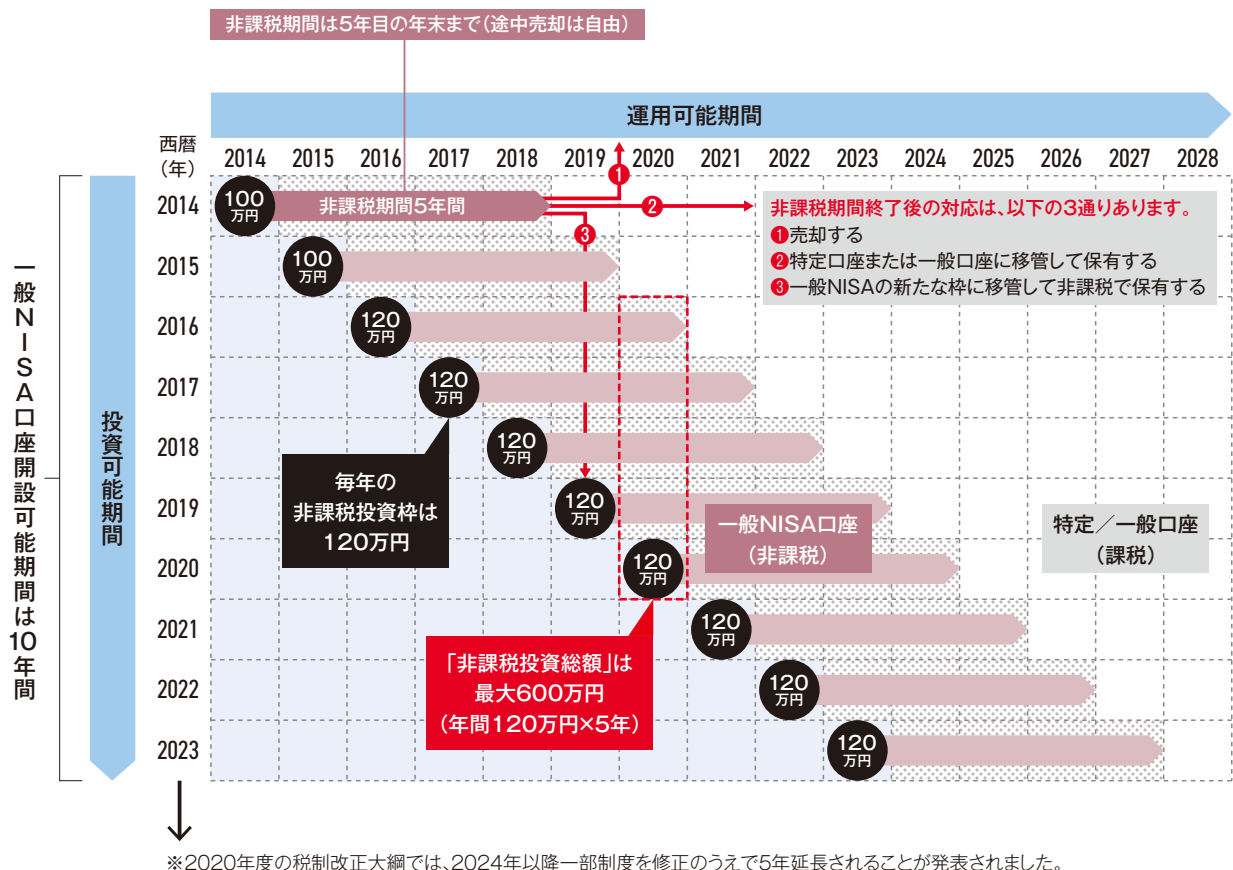
一般NISAについて

非課税枠は年間120万円。一括でも積立でも利用可能です。

「一般NISA」は2014年1月にスタートした、個人投資家のための税制優遇制度です。

年間の非課税投資枠は120万円で、専用の口座内で得られる金融商品の譲渡益や分配金等が非課税となります。

一般NISAの投資イメージ



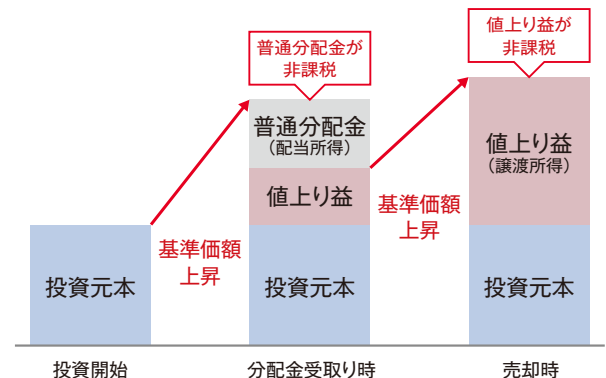
譲渡所得、配当所得にかかる税率

税率	
特定/一般口座	20.315%*
NISAなら	
NISA口座	0%

*所得税および復興特別所得税15.315%+住民税5%

公募株式投資信託に投資した場合のイメージ図

非課税期間中の「普通分配金(配当所得)」と換金時の「値上り益(譲渡所得)」が非課税となります。



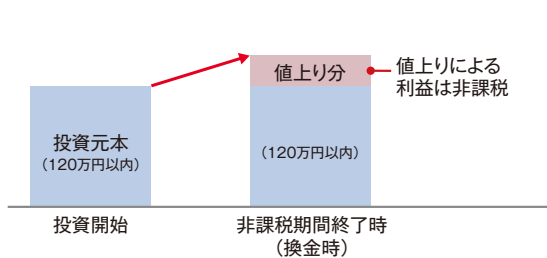
「一般NISA」 のポイント

- 年間非課税投資枠は120万円まで
- 非課税運用期間は5年間。その後ロールオーバーできるほか、課税口座へ移管もしくは売却
- 非課税投資総額は最大で600万円(120万円×5年)
- 投資対象となるのは株式・投資信託等

5年の非課税期間終了後は下記3つの方法の選択肢があります(イメージ)

①売却する方法

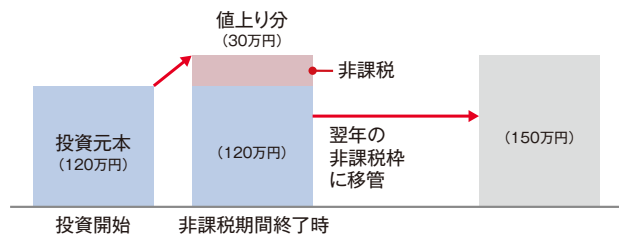
売却して利益や損失を確定する。利益が出た場合は非課税のメリットを十分享受することができます。



(例: 投資元本120万円以内が非課税終了時までまでに値上りした場合)

②翌年の非課税枠に移管する方法

120万円を超えていても翌年の非課税投資枠にすべて移管することができ、非課税扱いとすることができます。

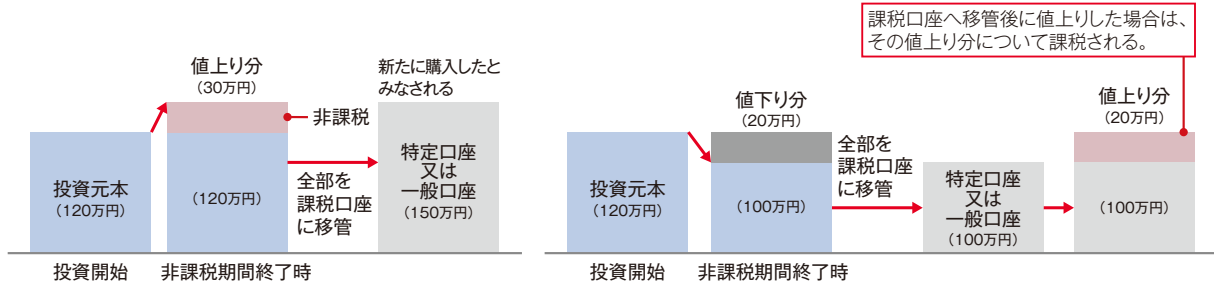


※翌年度の新規買付はできません。

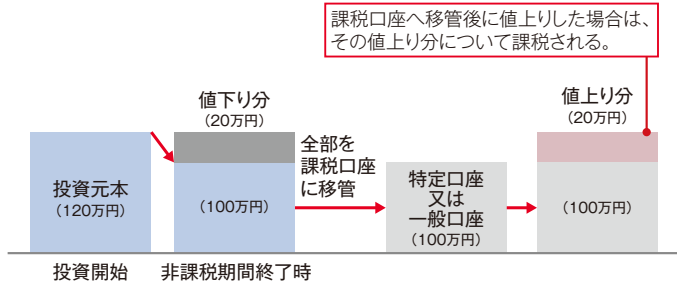
(例: 投資元本120万円が非課税終了時までまでに150万円に値上りした場合)

③課税口座(特定口座/一般口座)に移管する方法

①または②を選択しなかった場合、課税口座に移管する必要があります。課税口座に移管する場合、その時点までの利益は非課税として計算されます。非課税期間が終了した時点の時価で新たに同じファンドを購入し直したとみなして、その後の税額が計算されます。なお、非課税期間終了時点で購入時より値下りしている場合、課税口座へ移管すると、その後に値上りして売却したときに、NISA口座での購入価格を下回っていても利益となり、課税対象となることがあります。

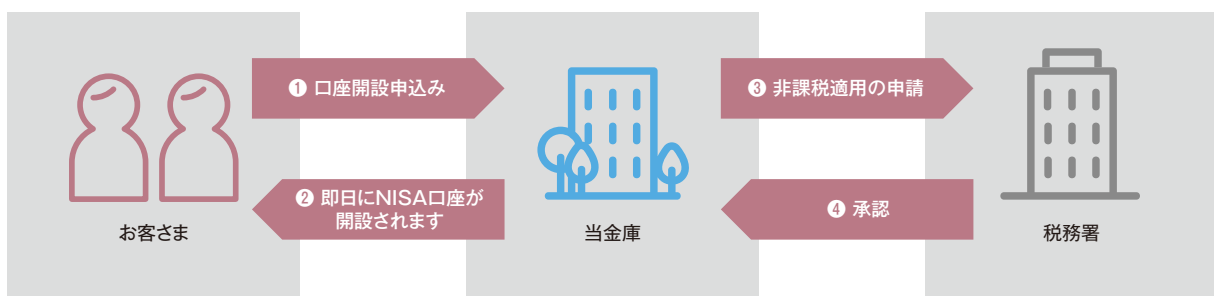


(例: 投資元本120万円が非課税期間終了時までまでに150万円に値上りした場合)



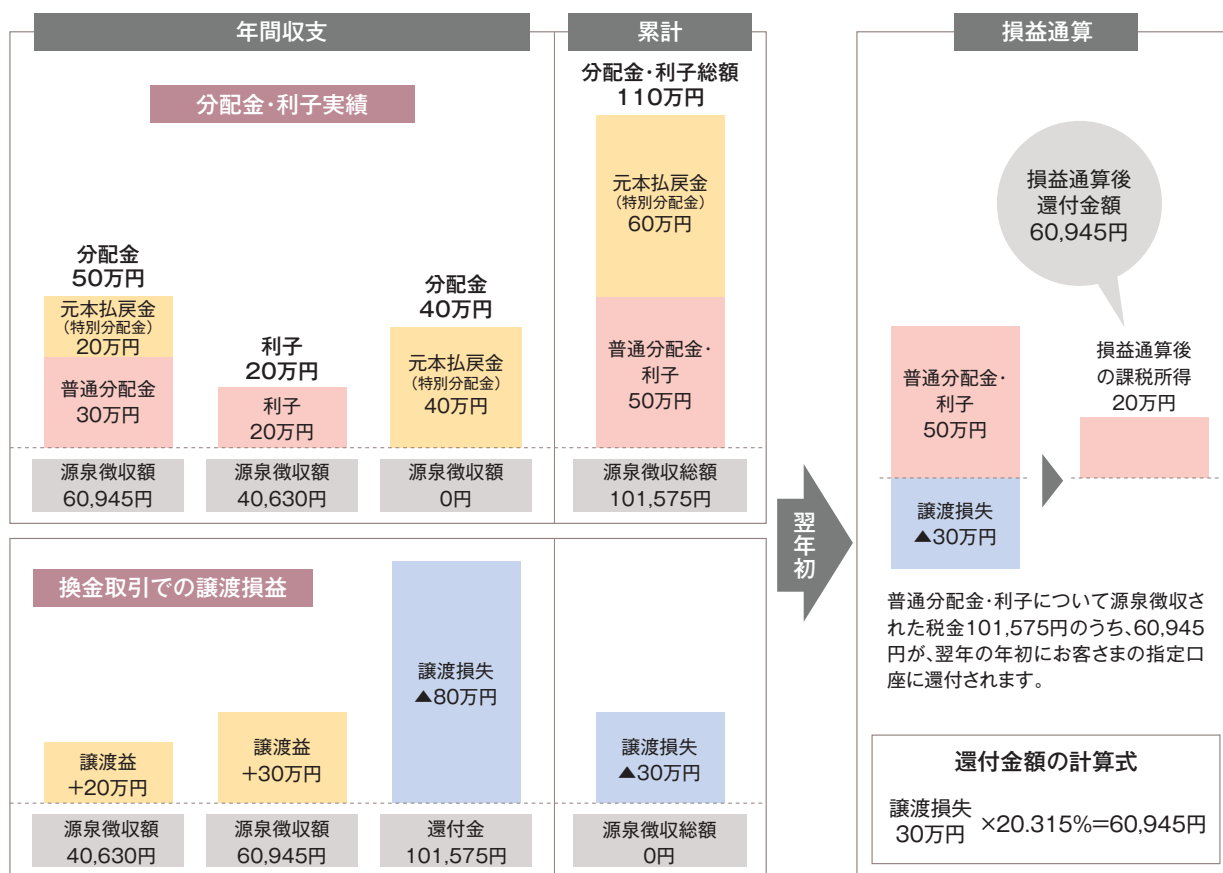
(例: 投資元本120万円が非課税期間終了時までまでに100万円に値下りし、課税口座へ移管後、120万円に値上りした場合)

NISA口座開設の流れ



「源泉徴収あり」の特定口座での源泉徴収・損益通算のしくみ

「源泉徴収あり」の口座での換金取引および分配金や利子に対して、源泉徴収または損益通算による還付を自動的に行います。「損益通算」とは、年内の株式・投資信託・特定公社債等売買益(譲渡益)、分配金等を、他の株式・投資信託・特定公社債等売買損(譲渡損)と通算し、課税所得の減算により税額を減らすことのできる制度です。



※図中の数字は、あくまでも一例です。 ※特別分配金は非課税です。

3年間の損失繰越控除

損失繰越控除とは、損益通算の結果、その年の控除額を上回る損失が発生した場合、翌年以降3年間に渡って譲渡益や分配金等から繰越して控除を行うことができる制度です。

損失の繰越控除を利用するには、損失が発生した翌年以降、「源泉徴収あり」の特定口座であっても、取引の有無にかかわらず毎年確定申告を行う必要があります。

確定申告	損失発生	1年目	2年目	3年目
	▲100万円	+20万円	+30万円	+70万円
繰越損失可能額	▲100万円	20万円相殺 ▲80万円	30万円相殺 ▲50万円	50万円相殺
課税対象額	—	0円	0円	20万円
確定申告	必要	必要	必要	必要

(注) 非課税口座(一般NISA口座、つみたてNISA口座)における譲渡益や分配金等は非課税ですが、仮に非課税口座で譲渡損が生じても、その譲渡損は「ないもの」と見なされ、他の口座(特定口座・一般口座)との損益通算が認められず、損失の繰越控除もできません。

特定口座年間取引報告書

当金庫が「年間取引報告書」を作成し、翌年1月末まで(その年の途中で特定口座を廃止した場合は、その翌月末まで)に交付いたします。

■「源泉徴収あり」の口座では、税金を当金庫がお客さまに代わって自動的に納付します。



■「源泉徴収なし」の口座では、お客さまが「年間取引報告書」を使用して簡易に確定申告を行います。



■他の金融機関で生じた譲渡損益等との損益通算、損失の繰越控除を行う場合にも、

「年間取引報告書」を使用して簡易に確定申告を行えます。



※一般口座では「年間取引報告書」は交付されませんので、ご自身で年間の譲渡損益を計算し、確定申告する必要があります。

投資信託に関するご注意事項 ●投資信託は預金、保険契約ではなく、元本や利回りが保証されるものではありません。●投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護対象ではありません。●当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。●投資信託のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6(書面による解除)の規定の適用はなく、クーリングオフの対象にはなりません。●投資信託は、組入有価証券等の価格下落や組入有価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動により基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。●投資信託には換金期間に制限のあるものがあります。●投資信託のご購入時には、買付時の1口あたりの基準価額(買付価額)に、最大2.75%(消費税込み)の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に最大0.5%の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料等とは別に投資信託の純資産総額の最大年1.870%(消費税込み)を運用管理費用(信託報酬)として、信託財産を通じてご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。●当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。●投資信託の運用による利益および損失は、お客さまに帰属します。●投資信託のお取引にあたっては、総合的な判断に基づき、お申込みを受付できない場合がございますのであらかじめご了承ください。●投資信託のご購入にあたっては、最新の投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面、契約締結前交付書面等により必ず商品内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。●投資信託説明書(交付目論見書)および補完書面は、当金庫の本・支店等の投資信託販売窓口にてご用意しています。●当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

特定口座のご注意事項 ●特定口座の開設は、個人のお客さまでかつ国内に居住されている方で、1金融機関1口座のみとなります。●特定口座の開設は、投信取引口座または債券取引口座を開設されているお取引店のみでの受付となります。また、特定口座開設後の公募株式投資信託、特定公社債等のご購入は、原則として特定口座を通じて行います。●特定口座にお預け入れできるのは、公募株式投資信託、特定公社債等です。(当金庫では上場株式等はお取扱しておりません。●特定口座の損益通算の対象となるお取引は、年初第1営業日から年末の最終営業日が受渡日(お申込日ではありません。)となるお取引までとなります。●確定申告をすることで、配偶者控除、扶養控除等の適用に影響を与える場合、また国民健康保険の保険料が変わる場合があります。

NISA制度に関する留意事項 ●NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座(一金融機関)の開設となります。また同一年に複数の金融機関のNISA口座で、金融商品の購入はできません。●NISA口座以外の口座で保有されている投資信託等をNISA口座に移管することはできません。●NISA口座で保有されている投資信託等を、他の金融機関のNISA口座に移管することはできません。金融機関を変更しようとする年分の非課税投資枠で、すでに投資信託等を購入していた場合、その年分について金融機関を変更することはできません。●NISA口座には非課税投資枠(一般NISAは年間120万円、つみたてNISAは年間40万円)が設定されていますが、NISA口座で保有している投資信託を売却しても、その非課税枠の再利用はできません。また、その年の非課税投資枠の未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。●収益分配金をNISA口座で再投資する場合は、新たに非課税投資枠を使用することになります。●NISA口座内で生じた損益は税務上ないものとされ、他の口座で保有する投資信託・有価証券の売買益や分配金等と損益通算することができません。また損失の繰越控除の適用も受けることができません。●投資信託の分配金のうち元本払戻金(特別分配金)についてはそもそも非課税ですので、NISA口座の非課税メリットを享受することができません。●一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勤定とつみたてNISA用の勤定の両方を利用することはできません。一般NISAとつみたてNISAの変更は、暦年単位となります。なお当金庫ではつみたてNISAは取扱っておりません。

(ご注意) ※当資料は2020年10月時点で公表されている情報や税法等に基づいて作成しており、その正確性、完全性を保証するものではなく、今後税制改正等に伴い内容が変更となる場合がございます。また、当資料は当金庫が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。※税制の詳細については税務署、税理士等の専門家へご相談ください。